

## 報告第18号

### 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月27日提出

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	5. 9. 13	円 119,900	令和5年3月20日、中原区で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと前進した際、被害者所有の集積所の扉に接触し、破損させたもの
2	環境局	5. 9. 13	円 427,253	令和5年5月19日、中原区で、本市職員が、作業を行うため本市小型ごみ収集車から降車しようとしてドアを開けた際、左後方から走行してきた被害者所有の原動機付自転車に接触し、被害者を負傷させ、及び当該原動機付自転車等を破損させたもの
3	環境局	5. 10. 16	円 13,405	令和5年7月22日、多摩区で、本市小型ごみ収集車が、左側に車線変更しようとした際、停車していた被害者所有の普通自動車に接触し、破損させたもの
4	環境局	5. 10. 16	円 8,888	令和5年8月23日、中原区で、本市軽自動車が、停車位置を変更しようとして後退した際、信号待ちのため一時停止していた被害者所有の原動機付自転車に接触し、破損させたもの
5	高津区役所	5. 9. 25	円 31,900	令和5年6月23日、被害者宅先路上で、本市道路維持作業車が、右折した際、被害者所有の門扉に接触し、破損させたもの

6	宮前区役所	5. 9. 29	円 80,428	令和5年4月5日、宮前区で、本市道路パトロール車が、右折しようとした際、横断歩道を通行中の被害者に接触し、負傷させたもの
7	宮前区役所	5. 10. 23	円 42,377	令和5年9月15日、宮前区で、本市軽自動車が、駐車しようとして後退した際、隣接する被害者所有のアパートの雨どいに接触し、破損させたもの
8	消防局	5. 8. 16	円 20,790	令和5年7月17日、川崎区で、本市消防車が走行中、信号待ちのため一時停止していた被害者所有の大型トラックに接触し、破損させたもの
9	環境局	5. 8. 21	円 102,300	令和5年6月19日、宮前区で、本市職員が、ごみの収集作業中、ごみ保管用のカートが被害者所有のマンションの外壁に接触し、破損させたもの
10	健康福祉局	5. 10. 19	円 2,030	平成23年7月28日、宮前区役所で、本市職員が、被害者(ア)が行った身体障害者手帳に係る申請に対して、誤った障害の級別等が記載された身体障害者手帳を交付したため、被害者(ア)及びその配偶者の被害者(イ)が、減免を受けることができた水道料金等を支払うこととなったもの
			円 393,127	
11	建設緑政局	5. 8. 2	円 107,599	令和5年6月11日、宮前区で、被害者所有の普通自動車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該普通自動車が破損したもの
12	建設緑政局	5. 8. 11	円 10,039	令和5年3月15日、中原区で、蓋の設置されている水路上を通行中の被害者が、当該水路の蓋とともに落下し、被害者の衣服等が汚損したもの
13	建設緑政局	5. 8. 28	円 159,830	令和5年6月2日、被害者宅先道路敷で、枯れていた切り株が倒れ、被害者(ア)及び(イ)所有のフェンスを破損させたもの
14	建設緑政局	5. 9. 12	円 46,224	令和5年5月31日、麻生区建設緑政局管理地で、枯れていた樹木が倒れ、被害者所有の自転車を破損させたもの
15	建設緑政局	5. 9. 21	円 165,000	令和3年3月17日、水路機能を有しなくなったとされる土地の売払いに係る事前調査の依頼に対して、本市職員が、当該土地が水路機能を有しないものと誤認して当該土地の売払いが可能である旨を回答したため、被害者が、売払いを受けることができるものと誤信して、不要な測量費用を支払うこととなったもの
16	建設緑政局	5. 10. 12	円 359,909	令和5年7月28日、麻生区で、街路樹の枯れ枝が落下し、走行中の被害者所有の普通自動車を破損させたもの

17	建設緑政局	5. 10. 16	円 77,000	令和5年6月2日、被害者宅先路上で、強風により街路樹が倒れ、被害者所有の生垣を破損させたもの
18	川崎区役所	5. 9. 26	円 35,678	令和5年7月20日、川崎区役所管理地で、本市職員が草刈り作業中、草刈機によって跳ねた石が、作業現場付近に停車していた被害者所有の軽自動車に当たり、破損させたもの
19	宮前区役所	5. 9. 26	円 28,542	令和5年5月26日、宮前区で、本市職員運転の自転車が、通過しようとした際、左側から走行してきた被害者所有の普通自動車に接触し、破損させたもの
20	宮前区役所	5. 9. 27	円 573,465	令和5年4月11日、宮前区で、 <sup>せん</sup> 剪定した樹木の枝が落下し、隣接する被害者所有のフェンスを破損させたもの
21	教育委員会	5. 8. 23	円 124,647	令和5年4月20日、市立学校の校庭で、 <sup>せん</sup> 剪定した樹木の枝が落下し、隣接する道路を走行中の被害者(ア)所有の原動機付自転車に接触し、運転していた被害者(イ)を負傷させ、及び当該原動機付自転車等を破損させたもの
22	選挙管理委員会	5. 8. 31	円 610,500	令和5年4月7日、中原区で、被害者所有のフェンスに固定された選挙運動のために使用するポスターの掲示場が、強風により倒れ、当該フェンスを破損させたもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議 決 年 月 日	工 事 名	契 約 の 相 手 方	変更事項		専 決 処 分 年 月 日	変 更 理 由
				変更前	変更後		
176	3.12.15	東扇島コ ンテナ関 連施設整 備工事	川崎市中原区上丸子山王 町一丁目1407番地 重田造園・重田・大恵共 同企業体 代表者 重田造園土木株式会社 代表取締役 重田 誠二 構成員 株式会社 重田組 代表取締役 重田 洋一 構成員 大恵建設株式会社 代表取締役 山田 高士	完成期限 令和5年 9月29日	完成期限 令和5年 10月31日	5. 9. 28	関連工事で ある照明塔の 設置工事にお いて、工期延 期を実施した ことに伴い、 本工事におい ても、完成期 限の変更を行 うもの。
176	3.12.15	東扇島コ ンテナ関 連施設整 備工事	川崎市中原区上丸子山王 町一丁目1407番地 重田造園・重田・大恵共 同企業体 代表者 重田造園土木株式会社 代表取締役 重田 誠二 構成員 株式会社 重田組 代表取締役 重田 洋一 構成員 大恵建設株式会社 代表取締役 山田 高士	契約金額 995,179,900 円	契約金額 1,056,260,700 円	5. 10. 6	賃金等の変 動による工事 請負契約約款 第26条第6 項に基づく増 額、及び現地 調査の結果に より施工数量 の変更が生じ たため、契約 金額の変更を 行うもの。

### 3 市長の専決事項の指定について第5項による専決処分

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

専決処分年月日 令和5年10月18日

公布年月日 令和5年10月18日

川崎市条例第57号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌を定める条例の一部改正)

第1条 川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌を定める条例(昭和46年川崎市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条の表高津区の項中「上作延3丁目」の次に「、上作延4丁目、上作延5丁目」を加える。

(川崎市老人いこいの家条例の一部改正)

第2条 川崎市老人いこいの家条例(昭和47年川崎市条例第60号)の一部を次のように改正する。

別表川崎市上作延老人いこいの家の項中「川崎市高津区上作延1, 142番地4」を「川崎市高津区上作延5丁目26番55号」に改める。

(川崎市こども文化センター条例の一部改正)

第3条 川崎市こども文化センター条例(昭和35年川崎市条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表川崎市上作延こども文化センターの項中「川崎市高津区上作延1, 142番地4」を「川崎市高津区上作延5丁目26番55号」に改める。

(川崎市立学校の設置に関する条例の一部改正)

第4条 川崎市立学校の設置に関する条例(昭和39年川崎市条例第29号)

の一部を次のように改正する。

別表第1 川崎市立上作延小学校の項中「川崎市高津区上作延559番地」  
を「川崎市高津区上作延5丁目8番1号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年10月23日から施行する。

#### 4 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

##### 訴えの提起

番号	専決処分 年月日	請求の要旨
1	5.10.18	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料293,622円、延滞金及び令和5年7月12日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月33,600円の支払を求めもの
2	5.10.24	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに令和5年7月1日から同月31日まで及び同年9月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月27,600円の支払を求めもの